

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月25日 23時50分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼南南東方沖 喜屋武埼灯台から真方位157°34.5海里付近 (概位 北緯25°32.0′ 東経127°55.0′)
事故の概要	漁船第八勝輝丸は、南南東進中、また、漁船亜海莉丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第八勝輝丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、亜海莉丸は、右舷船首部外板に破損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月6日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八勝輝丸、19トン ON2-0988（漁船登録番号）、個人所有 第280-33627号（船舶検査済票の番号） B 漁船 亜海莉丸、4.7トン ON3-18644（漁船登録番号）、個人所有 第292-22434号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	A船は、7ノットの対地速力で自動操舵によって南南東進中、単独で操船に当たっていた船長Aが眠気を感じ、上部操舵室の壁に寄り掛かった姿勢で当直を続けるうちに居眠りに陥った。 船長Aは、航行中、海上保安庁から他船と衝突したのではないかとの問合せを受け、船体を確認したところ、船首部外板に擦過傷を認めた。 船長Aは、甲板員を起こして見張りをさせれば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、主機を止め、黄色の回転灯のみを点け、南東に向首した状態で漂泊していた。 船長Bは、早朝からの操業のため、操舵室船首側の居室で仮眠して

	いたところ、衝撃を感じてA船との衝突に気付いた。
分析	<p>A船は、船長Aが居眠りに陥ったことから、漂泊中のB船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが居室で仮眠していたことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、法定灯火を表示せず、黄色の回転灯を点灯していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが航行中に居眠りに陥り、また、B船の船長Bが漂泊中に仮眠していたため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠気を感じた場合は、身体を動かしたり、複数で当直を行うなどして居眠り防止に努めること。